る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)～(19)　略］ (20)　令和元年度補正予算債 ア　公共事業等（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び令和元年台風第十九号への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県八十・〇％分」という。） イ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県六十・〇％分」という。） ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県五十・〇％分」という。）
五　地方税減収補填債償還費	［削る］
地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特	［(1)～(20)　略］ (21)　令和元年度減収補填債

に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成三十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)～(19)　同上］ ［新設］
五　地方税減収補填債償還費	(1)　平成十年度減収補填債
地方税の減収補填のため平成十年度から平成三十年度までの各年度において特	［(2)～(21)　同上］ ［新設］